

幕別分校校内規定

北海道中札内高等養護学校幕別分校 教職員と生徒等との連絡手段に関わる校内規定

教職員と生徒は、学校の教育活動の範囲内で信頼にもとづいた良好な公的な関係性を築くことを原則とする。したがって、教職員が安易に生徒等の個人情報を取得することはあってはならない。については、職員と生徒等との連絡手段の適切な取扱いについて次のように定める。

〔目的〕

第1条 この規程は、保護者や生徒から入手した携帯電話番号等の個人情報の利用や管理を厳正かつ適切に行うことを目的として定める。

〔個人情報の取得〕

第2条 教職員が保護者や生徒の携帯電話番号やメールアドレスなどの個人情報を取得するのは、校務運営上必要な場合に限ることとする。また、教職員個人の携帯電話に生徒や保護者の連絡先を登録する場合には管理職の許可を得るとともに、取得した保護者や生徒の名簿は厳重に管理することとする。

〔個人情報の取得の種類〕

第3条 前条の規定に基づき電話番号等の個人情報を取得する情報は、携帯電話番号か電子メールアドレスに限ることとする。(メールアドレスは安心メール経由で登録する)

〔個人情報の取得の範囲〕

第4条 前条の規定に基づき、業務上必要な場合に教職員は電話番号等の個人情報を取得することができるが、その他私的な連絡は行わない。なお、安心メールに登録している生徒・保護者には学校から一斉連絡できることとする。

〔教職員と保護者や生徒の連絡〕

第5条 教職員と保護者や生徒との連絡は、生徒への指導事項や授業に関すること、安全上の緊急連絡に限ることとする。原則として、学校代表番号から連絡することとし、緊急時以外は教職員の私用携帯電話等の使用を避ける。

〔個人情報の削除〕

第6条 卒業した生徒や保護者の電話番号などの個人情報名簿は5年保管ののち削除する。また、学校として登録している安心メールの各生徒等のアドレスは卒業後に自動的に削除される。

〔教職員の個人情報の提供〕

第7条 教職員が保護者や生徒に対して自己の電話番号等について提供することは原則行わない。ただし、緊急時等については、その目的を事前に管理職に説明し、許可を得る。